

表 2

住宅の種類		部 位		断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 $\text{m}^2 \cdot \text{K} / \text{W}$)																
				地 域 の 区 分																
				I	II	III	IV	V	VI											
(1)	鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅 その他これらに類する住宅	屋根又は天井		1.2	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5											
		壁		1.0	0.6	0.6	0.4													
		床	外気に接する部分	1.2	0.5	0.5	0.3													
			その他の部分	0.8	0.4	0.4	0.1													
(2)	(1)以外の住宅	屋根又は天井		2.7	1.2	1.2	0.8	0.5	0.5											
		壁	真壁造で断熱材を施工するもの		1.0	1.0	0.7													
			大壁造で断熱材を施工するもの	2.1	0.8	0.8	0.6													
		床	外気に接する部分	2.6	0.8	0.8	0.6													
			その他の部分	2.1	0.7	0.7	0.5													
<p>1 I地域において、一部の壁を真壁造の工法で住宅を建設する場合にあっては、真壁造の壁体内に断熱材を充填し、その他の壁及び天井に施工する断熱材の熱抵抗は、次の表に掲げる数値以上とするものとする</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>住宅の種類</th> <th>部位</th> <th>工法</th> <th>断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 $\text{m}^2 \cdot \text{K} / \text{W}$)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅以外の住宅</td> <td>屋根又は天井</td> <td>天井に断熱材を施工するもの</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>大壁造で断熱材を施工するもの</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 当該壁の面積の比率が30%以下であり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値以下とすることができる(3若しくは4を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。)</p> <p>(1) 当該壁以外の壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値と当該壁の断熱材の熱抵抗の値との差に、上表に掲げる壁の基準値を加えた値以上とする場合。</p> <p>(2) 屋根又は天井の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値と当該壁の断熱材の熱抵抗の値との差に、上表に掲げる屋根又は天井の基準値を加えた値以上とする場合。</p> <p>(3) 床の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる壁の基準値と当該壁の断熱材の熱抵抗の値との差に、上表に掲げる床の基準値を加えた値以上とする場合。</p> <p>3 次のいずれかに該当する場合は、ある壁の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる壁の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる(2若しくは4を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。)</p> <p>(1) 当該壁の面積の比率が30%以下であり、かつ、開口部の熱貫流率がI地域にあっては2.33以下、II地域にあっては3.49以下、III、IV、V及びVI地域にあっては4.65以下とする場合。</p> <p>(2) 当該壁の面積の比率が30%以下であり、かつ、開口部の建具を設計施工指針4(2)イに掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、設計施工指針4(2)イの表中「I及びII」とあるのは「I」と、「III」とあるのは「II」と、「IV及びV」とあるのは「III、IV、V及びVI」とし、同表の「VI」欄は適用しないものとする。</p> <p>4 次のいずれかに該当する場合は、屋根の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる屋根の基準値に0.5を乗じた値以上とすることができる(2若しくは3を適用する住宅又は鉄筋コンクリート造等の住宅を除く。)</p> <p>(1) 壁の断熱材の熱抵抗の値を、上表に掲げる屋根の基準値と当該屋根の断熱材の熱抵抗の値との差に0.3以上の値を乗じた値に、上表に掲げる壁の基準値を加えた値とする場合。</p> <p>(2) 開口部の熱貫流率が、I地域にあっては2.91以下、II地域にあっては4.07以下、III、IV、V及びVI地域にあっては4.65以下とする場合。</p> <p>(3) 開口部の建具を設計施工指針4(2)イに掲げる基準に適合するものとする場合。この場合において、設計施工指針4(2)イの表中「I及びII」とあるのは「I」と、「III」とあるのは「II」と、「IV及びV」とあるのは「III、IV、V及びVI」とし、同表の「VI」欄は適用しないものとする。</p>										住宅の種類	部位	工法	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 $\text{m}^2 \cdot \text{K} / \text{W}$)	鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅以外の住宅	屋根又は天井	天井に断熱材を施工するもの	3.1	壁	大壁造で断熱材を施工するもの	2.0
住宅の種類	部位	工法	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 $\text{m}^2 \cdot \text{K} / \text{W}$)																	
鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅以外の住宅	屋根又は天井	天井に断熱材を施工するもの	3.1																	
	壁	大壁造で断熱材を施工するもの	2.0																	

5 特別の事由により、一つの部位でこの表の断熱材の熱抵抗を減ずる場合にあつては、他のすべての部位で断熱材の熱抵抗に当該減じた数値の熱抵抗を附加するものとする。

c 開口部の断熱性能等に関する基準

設計施工指針4の(1)イ又は(2)イに掲げる基準に適合していること。この場合において、設計施工指針4(1)イの表は次の表と、設計施工指針4(2)イの表中「Ⅲ」とあるのは「Ⅰ」と、「Ⅳ及びⅤ」とあるのは「Ⅱ」と、「Ⅵ」とあるのは「Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ」とし、同表の「Ⅰ及びⅡ」欄は適用しないものとする。

地域の区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
熱貫流率の基準値 (単位 W/m ² ・K)	3.49	4.65	6.51			